

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable”により、サーキュラーエコノミーへの移行を加速

① 設計・製造段階



プラスチック製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が初めて認定し、消費者が選択できる社会へ

- 製造事業者等向けのプラスチック使用製品設計指針（環境配慮設計指針）を策定するとともに、指針に適合したプラスチック使用製品の設計を認定します。
- 国等が認定製品を率先して調達することやリサイクル設備を支援することで、認定製品の利用を促します。

② 販売・提供段階



使い捨てプラスチックをリデュース

小売・サービス事業者などによる使い捨てプラスチックの使用を合理化し、消費者のライフスタイル変革を加速

- コンビニ等でのスプーン、フォークなどの、消費者に商品やサービスとともに無償で提供されるプラスチック製品を削減するため、提供事業者に対し、ポイント還元や代替素材への転換の使用の合理化を求める措置を講じます。
- これにより、消費者のライフスタイル変革を促します。

③ 排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラスチックをあまねく回収・リサイクル

あらゆるプラスチックの効率的な回収・リサイクルを3つの仕組みで促進

- 市町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルについて、容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを活用するなど効率化します。
- 使用済プラスチックについて、製造事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特例を設けます。
- 産業廃棄物等のプラスチックについて、排出抑制や分別・リサイクルの徹底等の取組を排出事業者に求める措置を講じるとともに、排出事業者等の計画を国が認定することで廃棄物処理法上の許可を不要とする特定を設けます。

プラスチック資源循環法概要

制度の概要

多様な物品に利用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理に至るまでの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じるべく、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を制定しました。

ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
排出・回収・リサイクル	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売・提供事業者	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣* (全大臣)

※再資源化事業計画に関する事項を除く

プラスチック資源循環法概要

各関係主体の役割

プラスチックの資源循環の実現に向けて、**全ての関係主体が参画**し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要**です。

そのため、下記の役割分担の下で各関係主体が積極的に取り組むよう努めるものとします。

事業者	<ul style="list-style-type: none">①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進すること
消費者	<ul style="list-style-type: none">①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること②プラスチック使用製品廃棄物を市区町村及び事業者双方の回収レートに適した分別をして排出すること③認定プラスチック使用製品を使用すること
国	<ul style="list-style-type: none">①必要な資金の確保等の措置を講ずること②情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及等の措置を講ずること③教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずること
市区町村	<ul style="list-style-type: none">• 家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること
都道府県	<ul style="list-style-type: none">• 市区町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずること

プラスチック資源循環法概要

個別の措置事項

- ① プラスチック使用製品設計指針
- ② 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 判断基準
- ③ 市区町村による分別収集 ・ 再商品化
- ④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業
- ⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制 ・ 再資源化等 判断基準
- ⑥ 排出事業者による再資源化事業

プラスチック資源循環法概要

① プラスチック使用製品設計指針

設計指針は、あらゆるプラスチック使用製品の製造事業者等が設計するプラスチック使用製品について、取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたものです。

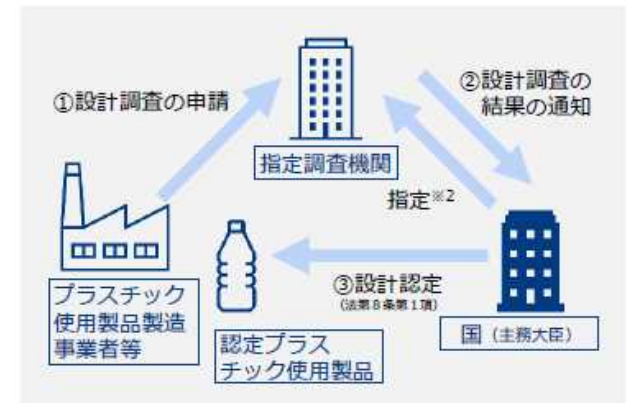
また、設計指針に則したプラスチック使用製品の設計のうち、特に優れた設計を主務大臣が認定する制度を創設しました。国は、認定プラスチック使用製品について、グリーン購入法上の配慮をすることやリサイクル設備を支援すること等により、認定プラスチック使用製品の利用を促していきます。

●設計指針の対象事業者（プラスチック使用製品製造事業者等）

設計指針に基づいて、プラスチック使用製品の設計を行うよう努めなければならない事業者は、①プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る）、②プラスチック使用製品の設計を業として行う者です。

●設計指針に適合した設計の認定制度（設計認定）

- ①プラスチック使用製品製造事業者等は、指定調査機関に設計調査の申請をします。
- ②指定調査機関は、設計指針に適合しているかについて設計調査を行い、設計調査の結果を国（主務大臣）に通知します。
- ③国（主務大臣）は設計調査の結果に基づき設計認定を行います。



プラスチック資源循環法概要

●プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

プラスチック使用製品の設計に当たっては、製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに（１）構造及び（２）材料に掲げる事項についてそれぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、**製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価**し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で取組を実施することが求められます。

●設計指針のポイント

プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項は以下のとおりです。

(1) 構造	①減量化	②包装の簡素化
	③長期使用化・長寿命化	④再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤単一素材化等	⑥分解・分別の容易化
	⑦収集・運搬の容易化	⑧破碎・焼却の容易化
(2) 材料	①プラスチック以外の素材への代替	②再生利用が容易な材料の使用
	③再生プラスチックの利用	④バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価		
(4) 情報発信及び体制の整備		
(5) 関係者との連携		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

プラスチック資源循環法概要

② 特定プラスチック使用製品の使用の合理化 判断基準

使い捨てプラスチックの使用規制・削減は、欧州のシングルユース・プラスチック規制をはじめ各国に広がっており、世界全体としてプラスチックごみ問題に取り組むうえで、欠かせない対策となっています。国内においても、**使い捨てプラスチックの過剰な使用を抑制するため、使用の合理化を促進させていくことが重要**です。

●特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準の対象

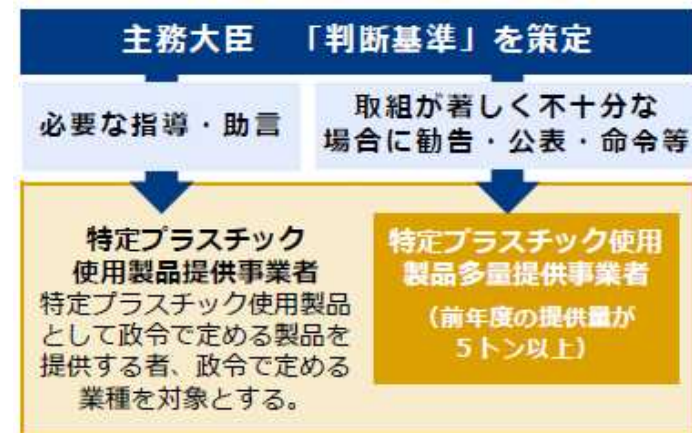
特定プラスチック使用製品として、商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供される**下記の12**を対象製品に指定しています。

対象製品	対象業種*
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> 各種商品小売業（無店舗のものを含む） 飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む） 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊業
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	<ul style="list-style-type: none"> 各種商品小売業（無店舗のものを含む） 洗濯業

※ 総務省 日本標準産業分類 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

●勧告等の対象となる「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」の要件

「前年度における特定プラスチック使用製品の提供量が5トン以上」であることです。



プラスチック資源循環法概要

●特定プラスチック使用製品提供事業者の判断基準の対象

主務大臣が、特定プラスチック使用製品について、**特定プラスチック使用製品提供事業者が取り組むべき事項として定めた判断基準は以下のとおり**です。

主務大臣は、必要があると認めるときは、全ての特定プラスチック使用製品提供事業者に必要な指導及び助言を行い、特定プラスチック使用製品多量提供事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に、勧告・公表・命令等を行うことがあります。

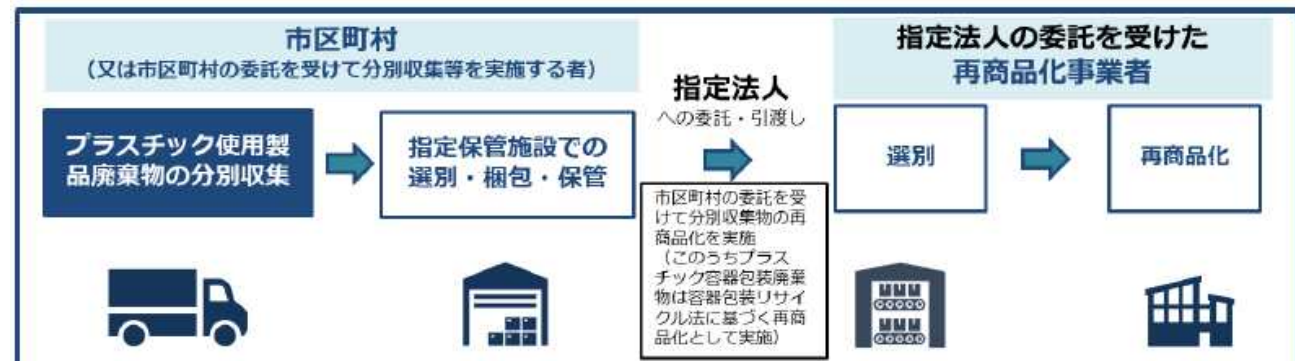
- ①目標の設定（目標の設置及び達成するための取組を計画化）
- ②特定プラスチック使用製品の使用の合理化（使用の合理化、提供方法の工夫、製品の工夫）
- ③情報の提供（店頭における掲示、取組内容の公表等）
- ④体制の整備等（従業員に対する研修の実施）
- ⑤安全性等の配慮（安全性、機能性その他の必要な事情への配慮）
- ⑥特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況等の把握等（実施状況の把握及び公表）
- ⑦関係者との連携（国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携）
- ⑧本部・加盟者における特定プラスチック使用製品の使用の合理化
（本部事業者：加盟者に対し、指導を行い、廃棄物の排出を抑制するよう努める。）
（加盟者：本部事業者が実施する使用の合理化のための措置に協力するよう努める。）
- ⑨約款の定め

プラスチック資源循環法概要

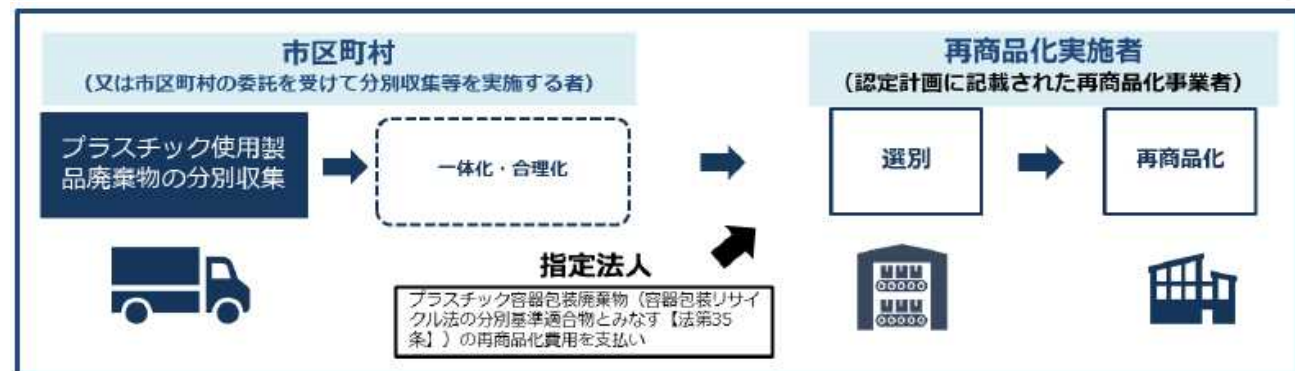
③ 市区町村による分別収集・再商品化

市区町村による分別収集・再商品化に関する措置には、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物について、（１）容器包装リサイクル法に規定する指定法人公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に委託し、再商品化を行う方法と、（２）市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法の２つがあります。

● 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法



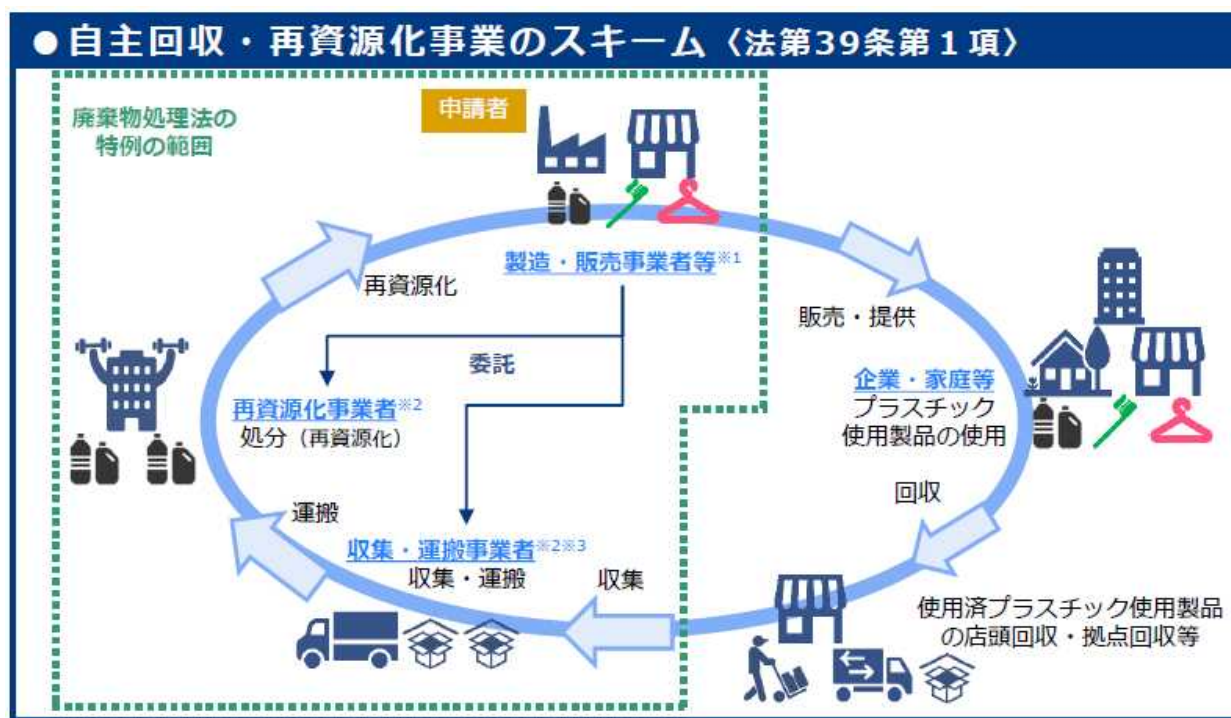
● 認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法



プラスチック資源循環法概要

④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

これまで、食品トレーやペットボトル等について、店頭等での自主回収が進められてきました。今後、自主回収の取組の多様化や規模の拡大を促進するため、本制度により、**製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合に、認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化事業を行うことができるようになった。**

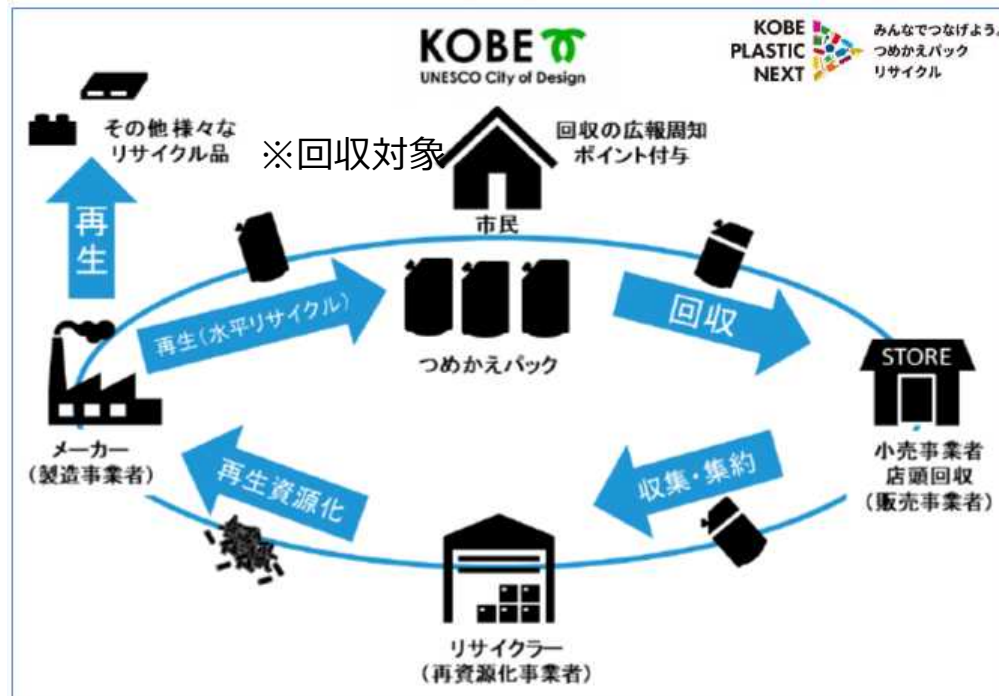


- ※1 プラスチック使用製品を自らが製造・販売し、又は販売・役務の提供に付随してプラスチック使用製品を提供する事業者
- ※2 認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された者に限る）
- ※3 収集・運搬を行う際は当該認定に係る運搬車等である旨を外から見やすいように表示のうえ、認定証の写しの書面又は電磁的記録を備え付けること

プラスチック資源循環法

【参考】自治体と小売・製造事業者、再資源化事業者が回収・再資源化を行う先行事例（神戸市）

神戸市と小売・製造事業者、再資源化事業者16社が、市内75店舗に回収ボックスを設置、洗剤やシャンプーなど使用済みの日用品の詰めかえパックを分別回収し、再び詰めかえパックに戻す「水平リサイクル」を目指す「神戸プラスチックネクスト～みんなでつなげよう。詰めかえパックリサイクル～」を開始（R3.10.1）



●各関係主体の役割

神戸市：市民への広報・啓発活動、ポイント付与による回収促進

小売事業者：店頭での詰めかえパックの回収、配送の戻り便や廃棄物の収集業者と連携した回収スキームを構築

リサイクラー（再資源化事業者）：収集した詰めかえパックの分別・再資源化

製造事業者：水平リサイクルの実証、リサイクルしやすい素材や表示等の検討

※回収対象：シャンプー、リンス、メイク落とし、洗顔料、化粧水等スキンケア製品、身体洗浄料、入浴剤、洗剤等の衣類・布製品や台所のお手入れ製品 等

プラスチック資源循環法概要

⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等 判断基準

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者（「排出事業者」：事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる）は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められます。



※1 小規模企業者等を除く

- ・従業員の数が20人以下の、商業・サービス業以外の業種を行う個人・会社・組合等
- ・従業員の数が5人以下の、商業又はサービス業に属する事業を行う個人・会社・組合等

●プラスチック使用製品産業廃棄物等

事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物等に該当します。例えば一般的なオフィスであっても、事業活動に伴って排出されるボールペンやクリアファイル、バインダー等もプラスチック使用製品産業廃棄物等の対象となります。また、工場や店舗にあっては、事業活動に伴って生じるプラスチック製の端材や緩衝材等も対象となります。

プラスチック資源循環法概要

● 排出事業者の判断基準

主務大臣が、排出事業者がプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき事項として定めた判断基準は以下のとおりです。

主務大臣は、必要があると認めるときは、全ての排出事業者に必要な指導及び助言を行い、多量排出事業者に対しては、取組が著しく不十分な場合に、勧告・公表・命令等を行うことがあります。

- ① 排出の抑制・再資源化等の実施の原則
- ② 排出の抑制に当たって講ずる措置
- ③ 再資源化等に当たって講ずる措置
- ④ 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- ⑤ 排出事業者の情報の提供
- ⑥ 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- ⑦ 教育訓練
- ⑧ 実施状況の把握・管理体制の整備
- ⑨ 関係者との連携
- ⑩ 約款の定め

プラスチック資源循環法概要

⑥ 排出事業者による再資源化事業

本制度により、排出事業者等が作成した再資源化事業計画を主務大臣が認定した場合に、**認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可がなくても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化事業を行うことができるようになりました。**

●申請者が排出事業者である場合の事業スキーム図

自らが排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について、再資源化事業を行おうとする場合、その収集若しくは運搬の委託を受けた者又はその処分の委託を受けた者は、廃棄物処理法における業許可が不要となります。



●申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の事業スキーム図

複数の排出事業者の委託を受けて、委託元の事業者が排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等について、再資源化事業を行おうとする場合、申請者とその収集若しくは運搬の委託を受けた者は、廃棄物処理法における業許可が不要となります。

